

## 小樽市飲食店応援クーポン事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大により甚大な影響が発生している飲食店の事業継続を支援することで、地域経済の活性化及び市民福祉の向上を図るために実施する飲食店応援クーポンの発行・販売等の事業について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店応援クーポン 市が発行し、クーポンの購入者が本事業の対象として登録された飲食店において飲食物の提供を受けた際に支払いに用いることができるプレミアム付の金券をいう。
- (2) 特定取引 飲食店応援クーポンが対価の弁済手段として使用される飲食物の提供等をいう。
- (3) 登録店 特定取引を行い、受け取った飲食店応援クーポンの換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。
- (4) 受託金融機関 市から支出事務を受託し、登録店から換金の申出のあった飲食店応援クーポンに対する金銭を支払う金融機関をいう。

### (飲食店応援クーポンの販売等)

第3条 市は、この要綱に定めるところにより、購入を希望する者に飲食店応援クーポンを販売する。

- 2 飲食店応援クーポンの販売は、一冊単位（額面 500 円×11 枚綴り）とし、一人につき 5 冊を上限に販売を行うものとする。
- 3 飲食店応援クーポンの販売価格は、一冊当たり 4,000 円とする。
- 4 飲食店応援クーポンの一枚当たりの額面は、500 円とする。

### (飲食店応援クーポンの使用範囲等)

第4条 飲食店応援クーポンは、登録店との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 飲食店応援クーポンの使用期間は、~~令和2年7月5日~~から令和2年9月30日までの間とする。（朱書きは販売延期による修正、使用期間開始日は未定）
- 3 特定取引に使用された飲食店応援クーポンの額面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、登録店からの当該超過額（釣銭）に相当する金銭の支払いは行われなものとす。

- 4 飲食店応援クーポンは、転売することができない。
- 5 飲食店応援クーポンの払戻しは行わないものとする。

(飲食店応援クーポンの販売)

第5条 飲食店応援クーポンは、市が別に指定した場所において購入することができる。

- 2 飲食店応援クーポンの販売期間は、~~令和2年7月5日から令和2年9月30日~~の間とし、詳細な販売日時等については、市が別に定める。(朱書きは販売延期による修正、販売期間は未定)

(登録店の登録等)

第6条 登録店は、飲食業を営んでおり、次の要件のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 食品衛生法による営業許可(飲食店営業、喫茶店営業に限る)を受けている事業者
  - (2) 飲食店としての営業の実態がある事業者
  - (3) 感染防止拡大に向けた安全体制、衛生管理体制を確保できる事業者
- 2 前条の規定にかかわらず、次に該当する事業者は登録店となることができない。
    - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業を行っている者
    - (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
    - (3) 小樽市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
    - (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
    - (5) 小樽市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年小樽市条例第19号)に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者
  - 3 市は、別に作成する募集要項を公示して登録店を募集し、応募した事業者を登録の上、当該登録店に登録店登録証を交付する。

(登録店の責務)

第7条 登録店は、特定取引において飲食店応援クーポンの受け取りを拒んではならないこと、飲食店応援クーポンの転売を行ってはならないこと、市と適切な連携体制を構築することその他の前条第3項の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 市は、登録店が前条第3項の募集要項に反する行為を行ったときは、当該登録店の登録

を取り消すことができる。

(飲食店応援クーポンの換金手続)

第8条 受託金融機関は、特定取引において飲食店応援クーポンが使用された場合は、当該登録店に対し、その額面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、登録店は、別に市が定める取次金融機関に、第6条の規定により交付を受けた登録店登録証を提示するとともに、令和2年9月30日までの特定取引において受け取った飲食店応援クーポンを提出して、額面記載の金額での換金を申し出る。

3 換金の方法、回数及び期限については市長が別に定める。

(飲食店応援クーポンに関する周知等)

第9条 市長は、小樽市飲食店応援クーポン事業の実施に当たり、事業の概要について市民への周知を行う。

(その他)

第10条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月17日から施行する。